



県章

群馬県報

平成25年
3月29日(金)
第9083号

目次

ページ

規 則

○群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則(管財課)	3
○群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(文化振興課)	7
○群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(介護高齢課)	9
○群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則(同)	9
○群馬県繊維工業試験場手数料条例施行規則の一部を改正する規則(工業振興課)	10
○群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則(産業人材育成課)	12
○群馬県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則(会計課)	12
○群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(スポーツ健康課)	19
○群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同)	19

告 示

○群馬県功労者表彰規程の一部を改正する告示(総務課)	19
○群馬県市町村自治功労者表彰規程(市町村課)	19
○群馬県衛生民生功労者表彰規程の一部を改正する告示(健康福祉課)	20
○群馬県保健医療計画の変更(医務課)	21
○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)	21
○同	22
○道路の区域変更(道路管理課)	22
○同	23
○同	23
○道路の供用開始(同)	25
○道路の区域変更(同)	27
○都市再生特別措置法の規定による特例道路占用区域の指定(同)	27
○都市計画事業の変更認可(都市計画課)	28

公 告

○予防接種業務を行う医師(保健予防課)	28
○所在不明通知(森林保全課)	30
○土地改良区役員の退任の届出(農村整備課)	35
○土地改良区清算人の就任の届出(同)	35
○土地改良区清算人等の退任の届出(同)	36
○土地改良区の定款変更認可(同)	37
○土地改良事業の完了(同)	37
○都市計画事業の変更認可(都市計画課)	38
○同	38

監査委員公告

○監査結果の公表	38
○同	43
○同	54
○同	55

公安委員会規則

○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課)	56
--------------------------------	----

議会訓令

○群馬県議会議事事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)	57
○群馬県議会公印規程の一部を改正する訓令(同)	57
○群馬県議会図書室運営及び議会広報の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令(調査広報課)	57

■規則

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十七号

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

群馬県公有財産事務取扱規則(昭和六十一年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「又は移築」を「移築又は大規模改修」に改め、同条中「を改築し、又は移築しよう」を「改築、移築 又は大規模な改修をしよう」に改め、同条第二号中「改築し、又は移築しよう」を「建物の改築、移築、又は大規模な改修をしよう」に改め、同条第三号中「又は移築後」を「移築後又は大規模な改修後」に改め、同条第七号中「改築し、又は移築しよう」を「建物の改築、移築、又は大規模な改修をしよう」に改める。

第五十四条の見出し中「の売払い等」を削る。
第五十九条中「出納局」を「会計局」に改める。

別記様式第十四号中

「申請者 住所 氏名 印」を

「申請者 住所 氏名 印」
フリガナ 氏名 印
生年月日・性別

「法人又は団体にあつては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別」

2 利用計画書

注 希望使用料は希望がないときは「指定のとおり」と、減免を希望するときは「〇〇の理由により減額(免除)してください。」と記入すること。

2 利用計画書

- 申請に当たつては、次の内容を誓約の上、□にシを記入してください。
- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な

に

行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。) には該当しません。
※ 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

注1 希望使用料は、希望がないときは「指定のとおり」と、減免を希望するときは「〇〇の理由により減額(免除)してください。」と記入すること。

注2 申請者が法人又は団体(国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。) の場合は、役員等一覧(別紙)を添付すること。同様式に次の別紙を加える。

民部課長 群馬県庁 群馬県庁 群馬県庁 群馬県庁 群馬県庁

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、
 に対して異議申立て（又は審査請求）をすることができます。」

なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても処分の日から1年を経過すると異議申立て（又は審査請求）をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県知事を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、
 に対して異議申立て（又は審査請求）をすることができます（処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立て（又は審査請求）をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立て（又は審査請求）をした場合には、その異議申立てに対する決定（又は審査請求に対する判決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

群馬県庁 群馬県庁 群馬県庁 群馬県庁 群馬県庁

「申請者 住所 氏名 印」

申請者 住 所 氏 名 印

フリガナ 氏 名 印

生年月日・性別

「法人又は団体にあつては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別」

添付書類

- 1 位置図、平面図、実測図、その他関係図面
- 2 利用計画書

添付書類 1 位置図、平面図、実測図、その他関係図面

○ 申請に当たつては、次の内容を誓約の上、□に△を記入してください。

□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。

※ 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

注 申請者が法人又は団体（国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。）の場合は、役員等一覧（別紙）を添付すること。

別記様式第二十三号及び別記様式第二十四号中「(ハ)罫紙」を「(ニ)罫紙」に、「(イ)罫紙」を「(ハ)罫紙」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に行われている建物の大規模改修については、改正後の第二十条の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県公有財産事務取扱規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十八号

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十六年群馬県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表舞台設備の項中

所作台	オーケストラ用ひな壇	一式	三、一八〇円	を
	所作台	一式	四、六五〇円	
所作台	所作台	一式	四、六五〇円	に、
	所作台	一式	四、六五〇円	
地がすり	地がすり	一張り	七九〇円	を
	木頭つけ板	一式	三三〇円	
木頭つけ板	木頭つけ板	一式	三三〇円	に改
	木頭つけ板	一式	三三〇円	
め、同表照明設備の項中	シーリングスポットライト	一台	四一〇円	を
	ロー・五キワット	一台	二七〇円	

スポットライト	二キワット	一台	五六〇円	に、
サスペンションライト	一キワット	一台	二七〇円	を
サスペンションライト	ロー・五キワット	一台	四一〇円	に、
サスペンションライト	一キワット	一台	二七〇円	を
サスペンションライト	一キワット	一台	二七〇円	に、
サスペンションライト	ロー・五キワット	一台	三、四〇〇円	を
サスペンションライト	一キワット	一台	二七〇円	に、

ロー・五キ ワット	一台	四一〇円
一キロワ ット	一台	二七〇円
五〇〇ワ ット	一台	一三〇円

を

スポットライ ト	一台	二七〇円
一キロワ ット	一台	一三〇円

に改

フォールドバ ックスピーカ	一台	三三〇円
テレビ中継設 備	一式	七、九五〇円

を

フォールドバ ックスピーカ	一台	三三〇円
------------------	----	------

に改

め、同表映写設備の項中

三五ミリ映写 機	一台	五、一一〇円	スクリーン付 き
一六ミリ映写 機	一台	三、一八〇円	スクリーン付 き

を

一六ミリ映写 機	一台	三、一八〇円	スクリーン付 き
-------------	----	--------	-------------

に改める。

別記様式第四号(その3)中

オーケストラ 用ひな壇	1式	円
所作台	1式	円

を

所作台	1式	円
-----	----	---

に、

地がすり	1張り	円
木頭つけ板	1式	円

を

木頭つけ板	1式	円
-------	----	---

に改

め、同様式(その4)中

グランドス タンプライ ト	5キロ ット	1台	円
	1キロ ット	1台	円
	1キロ ット	1台	円

を

グランドス タンプライ ト	5キロ ット	1台	円
	1キロ ット	1台	円
	500ワ ット	1台	円

に、

シーリング スポット	1台	円
クセノビ スポット	1台	円
クセノビ スポット	1台	円
クセノビ スポット	1台	円
クセノビ スポット	1台	円

を

サスペン ションライ ト	5キロ ット	1台	円
	1キロ ット	1台	円
	500ワ ット	1台	円
フロントサ イドスホ ットライ ト	1台	円	

パーソナルコンピュータ	1キログラム	1台			
	500グラム	1台			
パーソナルコンピュータ		1台			

に、

スプレッドシート	2キログラム	1台			
	1.5キログラム	1台			
	1キログラム	1台			
	500グラム	1台			

を

スプレッドシート	1キログラム	1台			
	500グラム	1台			

に改

め、同様式(その5)中

パーソナルコンピュータ	1台				
テレビ中継設備	1式				

を

パーソナルコンピュータ	1台				
-------------	----	--	--	--	--

に、

35ミリ映写機	1台				
16ミリ映写機	1台				

を

16ミリ映写機	1台				
---------	----	--	--	--	--

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十九号

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則(平成五年群馬県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第二十一項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改め、同条第八号及び第九号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第七号の改正規定中「同条第二十一項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改める部分は、公布の日から施行する。

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十号

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則(平成二十四年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号、別記様式第十一号及び別記様式第二十九号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県繊維工業試験場手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十一号

群馬県繊維工業試験場手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県繊維工業試験場手数料条例施行規則(平成十八年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一号(表面)を次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第2条関係)

(表面)

群馬県繊維工業試験場試験等依頼書	
年 月 日	
群馬県知事 あて	
法人又は団体	
所在地	
名称	
代表者又は依頼者	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日・性別	
電話番号	担当者氏名
下記のとおり試験等を依頼します。	
記	
1 試験等の区分	
2 供試物品名及び数量	
3 供試物品返還希望の有無(どちらかに○)	
有 ・ 無	
○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。	
□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。)には該当しません。	
* 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。	

注 表面のみ記入してください。

別記様式第一号(裏面)中
 「群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄」
 を
 「群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄」
 に改める。

別記様式第二号(裏面)及び別記様式第三号(裏面)中
 「群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄」
 を
 「群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄」
 に改める。

附則
 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第二十二号
 群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則
 群馬県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年群馬県規則第八十号)の一部を次のよ

うに改正する。
 第三条第一項に次の一号を加える。
 十五 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている者であつて、同項第二号に規定する児童の父であるもののうち、当該児童が同法第四条第一項第二号に該当することとなつた日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者
 第七条中「第八号の三」を「第八号の四」に改める。

附則
 この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県職業訓練手当支給規則の規定は、平成二十五年三月一日から適用する。

群馬県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十五年三月二十九日
 群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第二十三号
 群馬県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則
 (群馬県収入証紙条例施行規則の一部改正)
 第一条 群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
 別表第一第一号の表手数料の項第五十一号中「欄」を「項」に改め、同項第六十号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。
 別表第一の二を次のように改める。
 別表第一の二(第二条の二関係)

手数料	使用料
一 群馬県行政書士試験手数料条例第二条に規定する手数料 (同条例第四条に規定する場合を除く。)	一 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する使用料 二 昭和庁舎の設置及び管理に関する使用料 三 群馬県放牧場条例第六条第二項の表に規定する使用料 四 群馬県憩の森の設置及び管理に関する使用料 五 群馬県立学校の入学期間に関する使用料 六 群馬県立学校の入学期間に関する使用料
二 群馬県消防法関係手数料条例別表に規定する手数料(同	一 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する使用料 二 昭和庁舎の設置及び管理に関する使用料 三 群馬県放牧場条例第六条第二項の表に規定する使用料 四 群馬県憩の森の設置及び管理に関する使用料 五 群馬県立学校の入学期間に関する使用料 六 群馬県立学校の入学期間に関する使用料

- 三 条例第四条に規定する場合を除く。）
- 三 群馬県火薬類取締法関係手数料条例別表の一の項から六の項まで及び八の項から十一の項までに規定する手数料（同条例第四条に規定する場合を除く。）
- 四 群馬県武器等製造法関係手数料条例別表に規定する手数料
- 五 群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例別表に規定する手数料（同条例第四条に規定する場合を除く。）
- 六 群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例別表に規定する手数料（同条例第四条に規定する場合を除く。）
- 七 群馬県電気工事士法関係手数料条例第二号から第四号までに規定する手数料
- 八 群馬県電気工事業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例第二号第一号から第六号までに規定する手数料
- 九 群馬県不動産の鑑定評価に関する法律関係手数料条例第二号第一号及び第二号に規定する手数料
- 十 群馬県医療法関係手数料条例第二号第一号から第六号までに規定する手数料
- 十一 群馬県死体解剖保存法関係手数料条例第二号に規定する手数料
- 十二 群馬県診療エックス線技師免許証関係手数料条例第二号第一号及び第二号に規定する手数料
- 十三 群馬県衛生検査所登録関係手数料条例第二号第一号から第四号までに規定する手数料
- 十四 群馬県保健師助産師看護師法関係手数料条例第二号に規定する手数料
- 十五 群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例別表に規定する手数料
- 十六 群馬県介護保険法関係手数料条例別表第一及び別表第二に規定する手数料（同条例第四条に規定する場合を除く。）
- 十七 群馬県社会福祉士及び介護福祉士法関係手数料条例別表に規定する手数料
- 十八 群馬県栄養士法関係手数料条例第二号第一号から第三号までに規定する手数料
- 十九 群馬県調理師法関係手数料条例第二号第一号から第四号までに規定する手数料
- 二十 群馬県受胎調節実地指導関係手数料条例第二号第一号から第五号までに規定する手数料
- 二十一 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例第十八条第一項第一号から第八号までに規定する手数料
- 二十二 群馬県興行場法施行条例第五条に規定する手数料
- 二十三 群馬県旅館業条例第十八条第一項第一号及び第二号に規定する手数料
- 二十四 群馬県公衆浴場法施行条例第六条に規定する手数料

- 二十五 群馬県理容師法施行条例第五条に規定する手数料
- 二十六 群馬県美容師法施行条例第五条に規定する手数料
- 二十七 群馬県クリーニング業法施行条例第四号第一号から第五号までに規定する手数料
- 二十八 群馬県化粧場等に関する法律施行条例第九号第一号から第三号までに規定する手数料
- 二十九 群馬県建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係手数料条例第二号に規定する手数料
- 三十 群馬県食品衛生法施行条例別表第三に規定する手数料
- 三十一 群馬県と畜場法施行条例第三条に規定する手数料
- 三十二 群馬県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係手数料条例第二号第一号から第五号までに規定する手数料
- 三十三 群馬県食品衛生条例第六号第一項第一号から第三号まで及び同条第二項第一号から第三号までに規定する手数料
- 三十四 群馬県製菓衛生師法関係手数料条例第二号第一号から第四号までに規定する手数料
- 三十五 群馬県温泉法関係手数料条例第二号に規定する手数料
- 三十六 群馬県製菓衛生師法関係手数料条例別表に規定する手数料
- 三十七 群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例第二号第一号から第十一号までに規定する手数料
- 三十八 群馬県麻薬及び向精神薬取締法関係手数料条例第二号第一号から第十一号までに規定する手数料
- 三十九 群馬県大麻取締法関係手数料条例第二号第一号から第三号までに規定する手数料
- 四十 群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例第二号第一号から第九号までに規定する手数料
- 四十一 群馬県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例第二号に規定する手数料
- 四十二 群馬県土壌汚染対策法関係手数料条例別表に規定する手数料
- 四十三 群馬県公害紛争処理法施行条例別表に規定する手数料
- 四十四 群馬県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例第二号に規定する手数料
- 四十五 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例別表に規定する手数料
- 四十六 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第十六号第一号から第三号までに規定する手数料
- 四十七 群馬県小型漁船の総トン数の測定関係手数料条例第二号に規定する手数料
- 四十八 群馬県肥料取締法関係手数料条例第二号第一号から第四号までに規定する手数料

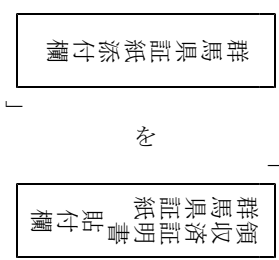
- 四十九 群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例第
六条第一項の表受験料の項に規定する受験料
- 五十 群馬県蚕業技術員登録に関する条例第十一条第一号か
ら第五号までに規定する手数料
- 五十一 群馬県畜産関係手数料条例第二条各号(第五号から
第七号まで、第十一号及び第十二号を除く。)に規定する
手数料
- 五十二 群馬県飼料検定条例別表に規定する手数料
- 五十三 群馬県家畜保健衛生所手数料条例第二条の表に規定
する手数料
- 五十四 群馬県種畜検査条例第七条第一号から第三号までに
規定する手数料
- 五十五 群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例第二条の
表、第三条の表及び第四条の表に規定する手数料
- 五十六 群馬県漁業法関係手数料条例第一条第一号から第六
号までに規定する手数料
- 五十七 群馬県漁業登録令関係手数料条例第二条第一号から
第三号までに規定する手数料
- 五十八 群馬県漁船法関係手数料条例第二条の表に規定する
手数料
- 五十九 群馬県遊漁船業の適正化に関する法律関係手数料条
例第二条に規定する手数料
- 六十 群馬県輸出水産業の振興に関する法律関係手数料条例
第二条に規定する手数料
- 六十一 群馬県林業試験場手数料条例別表に規定する手数料
- 六十二 群馬県林業種苗法関係手数料条例第二条第一号から
第五号までに規定する手数料
- 六十三 群馬県計量検定所手数料条例第二条の表に規定する
手数料(同条例第四条ただし書に規定する場合を除く。)
- 六十四 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する
条例別表第五及び別表第六に規定する手数料
- 六十五 群馬県繊維工業試験場手数料条例別表に規定する手
数料
- 六十六 群馬県旅行業法関係手数料条例第一条第一号から第
四号までに規定する手数料
- 六十七 群馬県通訳案内士法関係手数料条例第二条第一号か
ら第三号までに規定する手数料
- 六十八 群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条
例第六条第一項に規定する入校試験料及び入校料
- 六十九 群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例第二条第
一号から第三号まで及び第五号に規定する手数料
- 七十 群馬県浄化槽工事業者登録等手数料条例第二条第一号
から第四号までに規定する手数料
- 七十一 群馬県建設業法関係手数料条例別表に規定する手数
料
- 七十二 群馬県建設機械打刻又は検認手数料条例第二条に規

- 定する手数料
- 七十三 群馬県解体工事業者登録手数料条例第二条第一号及
び第二号に規定する手数料
- 七十四 群馬県特殊車両通行許可申請手数料条例第二条に規
定する手数料
- 七十五 群馬県砂利採取法関係手数料条例第二条第一号から
第五号までに規定する手数料
- 七十六 群馬県採石法関係手数料条例第一条第一号から第五
号までに規定する手数料
- 七十七 群馬県屋外広告物条例第三十七条第二項及び第三項
並びに別表に規定する手数料
- 七十八 群馬県建築基準法施行条例第二条の二第二項の表、
第三項の表、第四項の表並びに第五項第一号及び第二号、
第二条の三第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及
び第二号、第二条の四第一項の表、第二項の表及び第四
項、第二条の五第一号及び第二号、第二条の六第一項の表
並びに第二条の七の表に規定する手数料
- 七十九 群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例別表に規定
する手数料
- 八十 群馬県開発行為許可等手数料条例別表に規定する手数
料
- 八十一 群馬県租税特別措置法関係手数料条例別表に規定す
る手数料
- 八十二 群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例別表に規定
する手数料(同条例第四条に規定する場合を除く。)
- 八十三 群馬県積立式宅地建物販売業法関係手数料条例第二
条に規定する手数料
- 八十四 群馬県不動産特定共同事業法関係手数料条例第二条
に規定する手数料
- 八十五 群馬県サービスピス付き高齢者向け住宅事業登録手数料
条例第二条に規定する手数料
- 八十六 群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係
手数料条例第二条第一項から第四項まで、第六項及び第七
項に規定する手数料
- 八十七 群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数
料条例第二条及び第三条に規定する手数料
- 八十八 群馬県立学校の入学料等に関する条例別表に規定す
る受検料及び入学料
- 八十九 群馬県教育職員免許法関係手数料条例第二条第一号
から第十号までに規定する手数料
- 九十 群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例別表の
十五の項から十七の項までに規定する手数料
- 九十一 証明手数料条例第一条に規定する手数料(企業会計
に係るものを除く。)

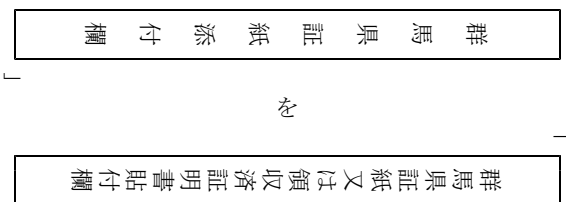
(群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
第二条 群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十七年群馬県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中

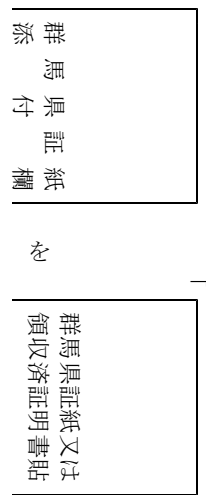
(昭和庁舎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
第三条 昭和庁舎の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十四年群馬県規則第十四号)の一部を次のように改正する。



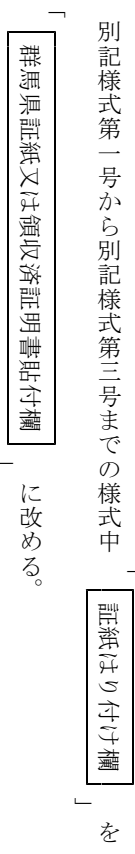
別記様式第一号裏中



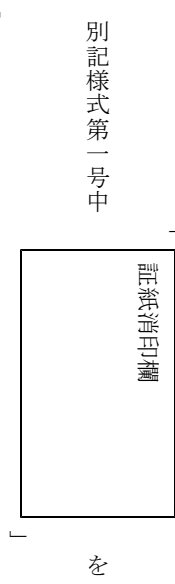
別記様式第三号中



(群馬県旅館業法施行細則の一部改正)
第四条 群馬県旅館業法施行細則(昭和二十九年群馬県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。



(群馬県興行場法施行細則の一部改正)
第五条 群馬県興行場法施行細則(昭和五十九年群馬県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。



(群馬県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
第六条 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成元年群馬県規則第五号)の一部を次のように改正する。



「**収容期間** 月 日～ 月 日 日間」を
 「**収容期間** 月 日～ 月 日 日間」を

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄
 に改

める。
 (群馬県公衆浴場法施行細則の一部改正)
 第七条 群馬県公衆浴場法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表面)中「(群馬県収入証ちよう付欄)」を「(群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)」に改める。

第八条 群馬県クリーニング業法施行細則の一部改正
 第八条 群馬県クリーニング業法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「(群馬県証紙ちよう付欄)」を「(群馬県収入証紙又は領収済証明書貼付欄)」に改める。

別記様式第六号から別記様式第八号までの様式中「(群馬県収入証紙ちよう付欄)」を「(群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)」に改める。

第九条 群馬県美容師法施行細則の一部改正
 第九条 群馬県美容師法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号(表面)中「(群馬県証紙貼付欄)」を「(群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)」に改める。

第十条 群馬県理容師法施行細則の一部改正
 第十条 群馬県理容師法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号(表面)中「(群馬県証紙貼付欄)」を「(群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)」に改める。

第十一条 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正
 第十一条 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年群馬県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中「**証紙はり付け欄**」を

「**証紙又は領収済証明書貼付欄**」に改める。

別記様式第九号中「**証紙はり付け欄**」を「**証紙貼付欄**」に改める。

備考 この請求書は、謄本の交付を請求しようとする浄化槽保守点検業者の主たる営業所の所在地を所管する環境森林事務所又は環境事務所に提出すること。

備考 1 この請求書は、謄本の交付を請求しようとする浄化槽保守点検業者の主たる営業所の所在地を所管する環境森林事務所又は環境事務所に提出すること。
 2 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。

改める。
 (群馬県林業種苗法施行細則の一部改正)

第十二条 群馬県林業種苗法施行細則(昭和四十九年群馬県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中
 「**群馬県収入証紙ちよう付欄**」を

「**群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄**」に改める。

別記様式第九号から別記様式第十一号までの様式中
 「**群馬県収入証紙ちよう付欄**」を

「**群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄**」に改める。

別記様式第九号から別記様式第十一号までの様式中
 「**群馬県収入証紙ちよう付欄**」を

「**群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄**」に改める。

別記様式第九号から別記様式第十一号までの様式中
 「**群馬県収入証紙ちよう付欄**」を

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

改める。

(群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十三条 群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十五年群馬県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第五号中

群馬県証紙添付欄

を

群馬県証紙貼付欄

注:領収済証明書は、裏面に貼付してください。

に

改める。

(群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十四条 群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十八年群馬県規則第十四号)の一部の次のように改正する。

別記様式第一号中

群馬県証紙貼付欄

を

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

に改める。

※ 証紙の場合は、重ならないように貼付すること。

(群馬県漁船法施行細則の一部改正)
第十五条 群馬県漁船法施行細則(昭和二十七年群馬県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第七号及び別記様式第八号中

を



に

注 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付してください。

改める。

(群馬県飼料検定条例施行規則の一部改正)

第十六条 群馬県飼料検定条例施行規則(昭和五十二年群馬県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

県収入証紙ちょう付欄

(消印をしないこと。)

を

県収入証紙又は領収済証明書貼付欄

(消印をしないこと。)

に改

める。

(群馬県計量検定所手数料条例施行規則の一部改正)

第十七条 群馬県計量検定所手数料条例施行規則(平成十二年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「証紙ちょう付欄

合計 _____ 円」を

「証紙又は領収済証明書貼付額 合計 _____ 円」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中

「証紙ちょう付額」を

「証紙又は領収済証明書貼付額」を

(群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)第十八条 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十五年群馬県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

群馬県証紙貼付欄

を

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

改める。

別記様式第三号から別記様式第六号までの様式中

群馬県証紙貼付欄

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

に改める。

別記様式第七号中

群馬県証紙貼付欄

を

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

改める。

別記様式第八号中

群馬県証紙貼付欄

を

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

改める。

(群馬県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第十九条 群馬県屋外広告物条例施行規則(昭和四十四年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号第一面中

群馬県証紙はり付け欄

を

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

め、同様式第二面中

「4 ※印の欄は、記入しないこと。」

「4 ※印の欄は、記入しないこと。」

5 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書をこの申請書に添えて提出すること(この用紙を片面使用する場合、第一面の裏面に貼付すること。)

改める。

別記様式第二号中 「群馬県証紙はり付け欄」を「群馬県証紙貼付欄」に

「2 ※印の欄は、記入しないこと。」

「2 ※印の欄は、記入しないこと。」

3 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。

改める。

別記様式第十二号第一面中 「群馬県証紙はり付け欄」を「群馬県証紙貼付欄」に改める。

「3 ※印の欄は、記入しないこと。」

「3 ※印の欄は、記入しないこと。」

4 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書をこの申請書に添えて提出すること(この用紙を片面使用する場合、第一面の裏面に貼付すること。)

改める。

別記様式第十三号中 「群馬県証紙はり付け欄」を「群馬県証紙貼付欄」に

「2 ※印の欄は、記入しないこと。」

「2 ※印の欄は、記入しないこと。」

3 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。

改める。

別記様式第十六号中 「群馬県証紙はり付け欄」を「群馬県証紙貼付欄」に

「注 ※印の欄は、記入しないこと。」

「注 ※印の欄は、記入しないこと。」

2 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。

改める。

別記様式第二十三号第一面中 「群馬県証紙はり付け欄」を「群馬県証紙貼付欄」に改める。

「注 ※印の欄は、新規登録の場合は記入しないこと。」

「注 ※印の欄は、新規登録の場合は記入しないこと。」

2 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書をこの申請書に添えて提出すること(この用紙を片面使用の場合は、第一面の裏面に貼付すること。)

改める。

別記様式第二十六号中 「群馬県収入証紙はり付け欄」を「群馬県証紙貼付欄」に改める。

注 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。

附 則

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十四号

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十六年群馬県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）を「知事」に、「教育長が」を「知事が」に改め、同条第二項中「教育長」を「知事」に改める。

第八条第一項中「教育長」を「知事」に改める。

第十六条を削る。

第十七条中「教育長」を「知事」に改め、同条を第十六条とする。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「群馬県教育委員会教育長」を「群馬県教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十五号

群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十九年群馬県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）を「知事」に改める。

第三条第一項中「教育長」を「知事」に改める。

第十条を削る。

第十一条中「教育長」を「知事」に改め、同条を第十条とする。
別記様式第五号及び別記様式第六号中「群馬県教育委員会教育長」を「群馬県教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

■ 告 示

群馬県告示第四百十七号

群馬県功労者表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県功労者表彰規程の一部を改正する告示

群馬県功労者表彰規程（昭和三十年群馬県告示第五百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「十一月三日」を「十月二十八日」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県告示第四百十八号

群馬県市町村自治功労者表彰規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県市町村自治功労者表彰規程

群馬県市町村自治功労者表彰規程（昭和二十九年群馬県告示第百三三号）の全部を改正する。

(目的)

第一条 この告示は、市町村等の自治功労者を表彰し、地方自治の振興及び県民福祉の増進に資することを目的とする。

(表彰を受ける者)

第二条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。ただし、群馬県功労者表彰規程（昭和三十年群馬県告示第五百五十一号）による表彰を受けた者は、この限りでない。

- 一 市町村の長として多年従事し、地方自治の振興発展に寄与した功績顕著な者
- 二 市町村の議会議員として多年従事し、地方自治の振興発展に寄与した功績顕著な者
- 三 市町村の行政委員として多年従事し、地方自治の振興発展に寄与した功績顕著な者

な者

四 前三号に掲げる者のほか、地方自治の振興又は県民福祉の向上に特に貢献したと認められる者

(表彰を行う者)

第三条 表彰は、知事が行う。

(表彰期日)

第四条 表彰は、毎年五月三日に行う。ただし、特に必要のあるときは、随時に行うことができる。

(表彰の方法)

第五条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(補則)

第六条 この告示に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県告示第四百十九号

群馬県衛生民生功労者表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県衛生民生功労者表彰規程の一部を改正する告示

群馬県衛生民生功労者表彰規程(昭和四十三年群馬県告示第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削る。

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

◎群馬県告示第150号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、群馬県保健医療計画（平成22年群馬県告示第105号）を変更し、平成25年4月1日から施行する。

なお、変更後の群馬県保健医療計画は、群馬県健康福祉部医務課並びに中部福祉事務所及び各保健福祉事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

変更内容 精神疾患の医療連携体制の構築に係る内容の追加並びに災害及び在宅の医療連携体制の構築に係る内容の変更

◎群馬県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課並びに群馬県中部県民局前橋土木事務所及び群馬県中部県民局渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

県道	高崎渋川線	前橋市清野町字屋敷119番の1地先から北群馬郡吉岡町大字小倉字北田424番の2地先まで	前	6.4~23.8 8.1~46.5	4892.4 4300.0
		北群馬郡榛東村大字新井字長谷津2540番の2地先から同郡吉岡町大字小倉字北田424番の2地先まで	後	8.1~46.5	4300.0

◎群馬県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	上日野藤岡線	藤岡市鮎川字薬師438番地先から同市上大塚字一本木341番の4地先まで	前	7.8~15.7	1653.6
			後	20.9~61.5	1908.2

◎群馬県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下仁田小幡線	甘楽郡下仁田町大字馬山字休場4334番の1地先から同郡同町大字同字沢入甲24371番地先まで	前	6.6~12.0	164.4
			後	11.7~24.8	162.0
		甘楽郡下仁田町大字馬山字柏カヤ5176番の6地先から同郡同町大字同字同5176番の4地先まで	前	6.4~12.8	50.0
			後	6.4~15.3	50.0
		富岡市野上字日向268番の1地先から同市同字内出614番の1地先まで	前	6.4~13.6	505.5
			後	8.7~21.7	504.5

	富岡市野上字近戸1757番の1地先から同市同字同1752番の2地先まで	前	7.7~13.0	155.0
		後	11.2~18.4	155.0
	富岡市南後箇661番の6地先から同市同669番の1地先まで	前	6.4~7.8	180.3
		後	9.8~14.6	180.4
	富岡市岡本1355番の1地先から同市同1306番の1地先まで	前	6.9~9.3	250.0
		後	7.8~13.8	250.0
上小坂四ツ家 妙義線	富岡市妙義町岳字大平322番の5地先から同市同字同322番の41地先まで	前	10.0~16.3	264.6
		後	11.8~25.5	260.7
黒滝山小沢線	甘楽郡南牧村大字大塩沢字狭岩840番の1地先から同郡同村大字同字十二418番の1地先まで	前	4.5~10.9	256.5
		後	5.5~22.6	259.0
	甘楽郡南牧村大字大塩沢字啓以坂232番の1地先から同郡同村大字同字同231番の1地先まで	前	5.2~5.8	40.6
		後	5.3~10.1	40.6
	甘楽郡南牧村大字小沢字横吹1147番の5地先から同郡同村大字同字同1146番の2地先まで	前	6.5~8.5	58.5
		後	8.2~10.8	58.5
秋畑富岡線	甘楽郡甘楽町大字秋畑字上ノ谷戸2463番の1地先から同郡同町大字同字同2563番の2地先まで	前	9.5~14.3	78.7
		後	11.3~18.6	78.7
	甘楽郡甘楽町大字秋畑字谷ノ口2910番地先から同郡同町大字同字同2911番の2地先まで	前	8.3~9.2	30.2
		後	8.8~10.8	30.2
	甘楽郡甘楽町大字秋畑字谷ノ口2966番の5地先から同郡同町大字同字同2922番の1地先まで	前	4.6~10.0	295.7
		後	9.2~44.1	295.7
	富岡市岩染字藤田885番の34地先から同市同字同885番の35地先まで	前	5.6~9.8	34.2
		後	5.9~16.7	34.2
	富岡市岩染字中尾751番の1地先内	前	3.8~5.3	61.5
		後	5.2~10.3	61.5
南後箇七日市線	富岡市南後箇44番の1地先から同市同24番の1地先まで	前	6.3~13.1	459.1
		後	12.4~30.3	459.1
金井高崎線	甘楽郡甘楽町大字庭谷字上川原431番の3地先から同郡同町大字同字堀ノ内436番地先まで	前	5.6~7.8	33.4
		後	7.0~9.5	33.4
	甘楽郡甘楽町大字庭谷字田中709番の1地先から同郡同町大字造石字相野田222番の1地先まで	前	5.7~10.8	83.5
		後	5.9~12.5	83.5

	甘楽郡甘楽町大字造石字森西194番の1地先から同郡同町大字同字同195番の14地先まで	前	7.5～8.8	39.9
		後	8.1～9.5	39.9
金井小幡線	甘楽郡甘楽町大字天引字前河原576番の1地先から同郡同町大字同字同573番の1地先まで	前	17.4～26.7	133.5
		後	19.8～32.6	133.5
	甘楽郡甘楽町大字上野字中村139番地先から同郡同町大字同字同141番の2地先まで	前	8.5～16.7	62.2
		後	11.0～16.7	62.2
福島停車場線	甘楽郡甘楽町大字福島字殿町664番の4地先から同郡同町大字同字同673番の13地先まで	前	6.9～7.2	44.3
		後	6.9～15.0	44.3
安中富岡線	富岡市下黒岩字桜木820番の4地先から同市同字同822番の1地先まで	前	9.9～11.2	57.0
		後	13.0～14.2	57.0
中野谷富岡線	富岡市上黒岩字機足坂1876番の1地先から同市同字同1869番の1地先まで	前	5.8～11.9	274.8
		後	8.6～19.4	274.8
	富岡市黒川字戸川瀬1295番の1地先から同市同字同1296番の1地先まで	前	5.4～7.4	31.6
		後	5.4～10.9	31.6

◎群馬県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下仁田小幡線	甘楽郡下仁田町大字馬山字休場4334番の1地先から同郡同町大字同字沢入甲24371番地先まで	平成25年3月29日
		甘楽郡下仁田町大字馬山字柏カヤ5176番の6地先から同郡同町大字同字同5176番の4地先まで	
		富岡市野上字日向268番の1地先から同市同字内出614番の1地先まで	
		富岡市野上字近戸1757番の1地先から同市同字同1752番の2地先まで	
		富岡市南後箇661番の6地先から同市同669番の1地先まで	

	富岡市岡本1355番の1地先から同市同1306番の1地先まで
上小坂四ツ家妙義線	富岡市妙義町岳字大平322番の5地先から同市同字同322番の41地先まで
黒滝山小沢線	甘楽郡南牧村大字大塩沢字狹岩840番の1地先から同郡同村大字同字十二418番の1地先まで
	甘楽郡南牧村大字大塩沢字啓以坂232番の1地先から同郡同村大字同字同231番の1地先まで
	甘楽郡南牧村大字小沢字横吹1147番の5地先から同郡同村大字同字同1146番の2地先まで
秋畑富岡線	甘楽郡甘楽町大字秋畑字上ノ谷戸2463番の1地先から同郡同町大字同字同2563番の2地先まで
	甘楽郡甘楽町大字秋畑字谷ノ口2910番地先から同郡同町大字同字同2911番の2地先まで
	甘楽郡甘楽町大字秋畑字谷ノ口2966番の5地先から同郡同町大字同字同2922番の1地先まで
	富岡市岩染字藤田885番の34地先から同市同字同885番の35地先まで
	富岡市岩染字中尾751番の1地先内
南後箇七日市線	富岡市南後箇44番の1地先から同市同24番の1地先まで
金井高崎線	甘楽郡甘楽町大字庭谷字上川原431番の3地先から同郡同町大字同字堀ノ内436番地先まで
	甘楽郡甘楽町大字庭谷字田中709番の1地先から同郡同町大字造石字相野田222番の11地先まで
	甘楽郡甘楽町大字造石字森西194番の1地先から同郡同町大字同字同195番の14地先まで
金井小幡線	甘楽郡甘楽町大字天引字前河原576番の1地先から同郡同町大字同字同573番の1地先まで
	甘楽郡甘楽町大字上野字中村139番地先から同郡同町大字同字同141番の2地先まで
福島停車場線	甘楽郡甘楽町大字福島字殿町664番の4地先から同郡同町大字同字同673番の13地先まで
安中富岡線	富岡市下黒岩字桜木820番の4地先から同市同字同822番の1地先まで
中野谷富岡線	富岡市上黒岩字機足坂1876番の1地先から同市同字同1869番の1地先まで
	富岡市黒川字戸川瀬1295番の1地先から同市同字同1296番の1地先まで

◎群馬県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり平成25年4月1日から変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中部県民局伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	平塚境停車場線	伊勢崎市境平塚字権現407番地先から同市境米岡字新屋敷前372番の6地先まで	前	5.4～15.0 10.2～34.5	2088.0 2025.0
			後	10.2～34.5	2025.0

◎群馬県告示第158号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条第3項の規定により、特例道路占用区域を次のとおり指定する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

1 指定する区域及び施設等の種類

道路の種類	路線名	指定する区域	延 長 メートル	施設等の 種 類
県道	あら町下室田線	高崎市あら町89番の2地先から同市檜物町53番地先までの左右の歩道部	95.0	一 食事施設（道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものに限る。） 二 自転車駐車器具（自転車を賃貸する事業の用に供するものに限る。）
県道	高崎停車場線	高崎市八島町63番の7地先から同市あら町2番の1地先までの左右の歩道部	300.0	
県道	藤木高崎線	高崎市宮元町13番の2地先から同市連雀町74番の1地先までの左右の歩道部	216.0	

2 指定の期間 告示の日から平成28年3月31日まで

◎群馬県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 高崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画公園事業 7・8・1号 観音山公園
- 3 事業施行期間 平成20年7月11日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

■ 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

県内全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
西田 保二	群馬県済生会老人保健施設あずま荘	前橋市上新田町603-1
平山 功	群馬県済生会老人保健施設あずま荘	前橋市上新田町603-1
福田 丈了	群馬県済生会老人保健施設あずま荘	前橋市上新田町603-1
吉永 輝夫	群馬県済生会老人保健施設あずま荘	前橋市上新田町603-1
高橋 徳之	社会福祉法人ほたか会介護老人保健施設青梨子荘	前橋市青梨子町1670
石川 博	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
氏家 紘平	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
上出 庸介	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
小林 敏男	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
高柳 亮	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
登丸 琢也	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
中島 忠	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
森 秀暁	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1
矢富 正清	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1

高他 幹彦	石原整形外科	伊勢崎市緑町3-16
葭田 明弘	石原整形外科	伊勢崎市緑町3-16
荒井 泰道	公益財団法人脳血管研究所附属美原記念病院	伊勢崎市太田町366
青木 勲	医療法人三省会堀江病院	太田市高林東町1800
荒木 亘	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
安齋 均	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
石井 とも	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
歌島 大輔	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
恵川 宏敏	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
大谷 隆俊	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
加藤 全功	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
木村 盛彦	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
功刀 融真	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
小林 尚史	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
近藤 崇之	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
櫻林 啓	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
笹井 貴子	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
白澤 英之	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
杉村 幸春	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
袖山 博健	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
武中 宏樹	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
谷 鎮礼	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
土田 知恵子	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
坪内 美佐子	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
徳久 順也	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
長野 拓郎	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
長谷川 意純	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
兵頭 洋二	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
福井 遼	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
星野 大樹	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1

梶田 幹郎	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
松井 貴史	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
皆川 智海	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
山崎 あずさ	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
山崎 恵介	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
吉田 崇	富士重工業健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1
石埼 卓馬	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
西田 豊	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
宮城島 孝昭	利根中央病院	沼田市東原新町1855-1
本多 洋介	医療法人財団大利根会榛名病院	渋川市渋川3658-20
村田 智行	医療法人財団大利根会榛名病院	渋川市渋川3658-20
丛 岳	北毛病院	渋川市有馬237-1
西岡 正樹	北毛病院	渋川市有馬237-1
船田 竜一	北毛病院	渋川市有馬237-1
三浦 あやか	医療法人育生会篠塚病院	藤岡市篠塚105-1
釜谷 邦夫	吾妻東整形外科	吾妻郡中之条町大字伊勢町756-1
長谷川 惇	吾妻東整形外科	吾妻郡中之条町大字伊勢町756-1
小原 麻里菜	西吾妻福祉病院	吾妻郡長野原町大字大津746-4
橋本 敬太郎	公益社団法人地域医療振興協会嬭恋村国民健康保険診療所	吾妻郡嬭恋村大字三原458-1
前田 正之	公益社団法人地域医療振興協会嬭恋村国民健康保険診療所	吾妻郡嬭恋村大字三原458-1

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をすべきところ又は通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を嬭恋村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
嬭恋村大字鎌原字笹平697の16	黒岩幹夫	共有林
嬭恋村大字干俣字大沼2340の1	宮崎幸吉	
嬭恋村大字干俣字大沼2341の1	宮崎武	
嬭恋村大字今井字下前原26の1	熊川佐太郎	共有林
同	市川孝一郎	同
同	市村栄次郎	同
嬭恋村大字今井字草沢94の1	熊川善作	共有林
同	熊川恒忠	同
同	熊川門三郎	同
同	黒岩萬太郎	同
嬭恋村大字今井字西半出来161の10	深井種	共有林
同	深井佐一郎	同
同	深井儀平	同
同	深井太一	同
嬭恋村大字大笹字小池1919	田村均	共有林
嬭恋村大字大笹字小池1920の1	田村惣十	共有林
嬭恋村大字大笹字不動南木2129の14	川口寿男	
嬭恋村大字大笹字不動南木2129の16	土屋康明	
嬭恋村大字大前字鹿ノ子929の6	黒沢定太郎	共有林
同	黒岩儀一郎	同
同	滝沢孫太郎	同
同	黒岩岸太郎	同
同	滝沢儀三郎	同
嬭恋村大字大前字鹿ノ子929の6、字細原1648	黒岩平五郎	共有林
嬭恋村大字大前字大持1546の1	黒岩清十郎	共有林
嬭恋村大字大前字大持1546の1、1546の2	宮崎惣作	共有林
同	黒岩浅吉	同
同	横沢熊七	同
嬭恋村大字大前字大持1546の2	黒岩清十郎	共有林

嬭恋村大字大前字大持1546の3	黒岩浅吉	共有林
嬭恋村大字大前字大持1547	土屋大三郎	
嬭恋村大字大前字馬踏道1558の3	小林伸一	
嬭恋村大字大前字馬踏道1558の7	宮崎亀太郎	
嬭恋村大字大前字馬踏道1561	黒岩春樹	共有林
嬭恋村大字大前字馬踏道1599	土屋嘉市	
嬭恋村大字大前字細原1611、1617	滝沢洋一	共有林
同	滝沢叶	同
同	滝沢一郎	同
同	滝沢高市	同
同	滝沢文治郎	同
同	篠原うたじ	同
同	市川サダ	同
嬭恋村大字大前字細原1613	滝澤大治	
嬭恋村大字大前字細原1615、甲1618、1619、丁1654、向直路1656	滝澤美吉	
嬭恋村大字大前字細原1648	樋口保吉	共有林
同	宮崎浅吉	同
同	樋口佐野吉	同
同	滝沢伝三郎	同
同	滝沢万三郎	同
同	土屋定七	同
同	宮崎勝藏	同
同	黒岩八五郎	同
同	黒岩卯藏	同
同	滝沢八藏	同
同	美才治錫市	同
同	黒岩寅藏	同
同	滝沢半四郎	同
同	野口興平	同
同	土屋久吉	同

同	望月治平	同
同	土屋彗吉	同
同	土屋万平	同
同	滝沢伝作	同
同	宮崎梅太郎	同
同	黒岩錫作	同
同	黒岩権吉	同
同	滝沢八十吉	同
同	黒岩健次郎	同
同	滝沢彦四郎	同
同	黒岩浅吉	同
同	黒岩久五郎	同
同	美才治政太郎	同
同	宮崎庄次郎	同
同	美才治辰藏	同
同	黒岩浅吉	同
同	滝沢泰作	同
同	黒岩久太郎	同
同	黒岩運藏	同
同	黒岩清十郎	同
同	滝沢才一郎	同
同	土屋九平	同
同	土屋平八	同
同	美才治市太郎	同
同	土屋つね	同
同	土屋勘平	同
同	滝沢万平	同
同	宮崎周吉	同
同	黒岩作五郎	同
同	滝沢須和吉	同

同	土屋惣十郎	同
同	土屋峯作	同
同	宮崎喜太郎	同
同	黒岩徳平	同
同	黒岩義三郎	同
同	黒岩弥八	同
同	横沢元十郎	同
同	黒岩角平	同
同	滝沢はん	同
同	黒岩伝次郎	同
同	黒岩平三郎	同
嬭恋村大字大前字細原1651	滝沢大治	
嬭恋村大字大前字細原1653	滝沢薫	共有林
嬭恋村大字大前字向直路1658	土屋虎市	
嬭恋村大字大前字細原2197	南総流通経済株式会社	
嬭恋村大字門貝字西平1051、1053	黒岩あい	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大沼2340の1、2341の1、字小池1919、1920の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
嬭恋村大字大笹字砂井乙1984の2	土屋吉五郎	

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成25年2月15日群馬県告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の退任の届出があった。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
上細井	理 事	退 任	長谷川富雄	前橋市上細井町608番地
	同	同	内田英夫	同 同 792番地
	同	同	金井敏次	同 同 226番地1
	同	同	金井健志	同 同 220番地1
	同	同	大谷吉伸	同 同 877番地2
	同	同	岡庭博	同 同 695番地
	同	同	岡庭信治	同 同 626番地1
	同	同	粕川浩	同 同 788番地1
	同	同	森下義雄	同 同 137番地1
	同	同	斉田武雄	同 同 648番地
	同	同	萩原美夫	同 同 928番地3
	同	同	六本木松三	同 富士見町時沢941番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり清算法人上細井土地改良区清算人の就任の届出があった。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
上細井	清算人	新 任	長谷川富雄	前橋市上細井町608番地
	同	同	内田英夫	同 同 792番地
	同	同	金井敏次	同 同 226番地1
	同	同	金井健志	同 同 220番地1
	同	同	大谷吉伸	同 同 877番地2
	同	同	岡庭博	同 同 695番地
	同	同	岡庭信治	同 同 626番地1
	同	同	粕川浩	同 同 788番地1
	同	同	森下義雄	同 同 137番地1
	同	同	斉田武雄	同 同 648番地
	同	同	萩原美夫	同 同 928番地3
	同	同	六本木松三	同 富士見町時沢941番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり清算法人上発知土地改良区清算人等の退任の届出があった。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	清算人 監事 の別	区 分	役員氏名	住 所
上発知	清算人	退 任	桑原昭一	沼田市上発知町1316番地
	同	同	角田徳太郎	同 同 193番地
	同	同	齋藤五郎	同 同 1159番地
	同	同	齋藤由之助	同 同 2022番地1
	同	同	橋壁巻一	同 同 669番地2
	同	同	田村昭吉	同 同 626番地

同	同	峰川一郎	同 同 624番地
同	同	林文昭	同 同 500番地
同	同	吉野進	同 同 539番地
同	同	石川五三七	同 同 1114番地
同	同	齋藤一郎	同 同 924番地
同	同	小野塚昭七	同 同 1279番地
同	同	山田純一	同 同 1337番地
同	同	戸丸作	同 同 2347番地
同	同	齋藤芳夫	同 同 1916番地
同	同	齋藤順一	同 同 2201番地
同	同	戸丸健	同 同 2270番地
同	同	齋藤憲之助	同 同 1901番地1
同	同	星野巳喜雄	同 上原町1756番地200
監事	同	峰川敬明	同 上野知町582番地
同	同	峰川福太郎	同 同 1312番地
同	同	田村景一	同 同 2033番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鐮川土地改良区の定款変更を平成25年3月21日認可した。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良事業の名称	地区名	工事完了年月日
県営農地整備事業（経営体育成型）	藤岡南部	平成25年3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成25年3月27日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画道路事業 3・4・10号高崎駅観音山線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成10年12月2日から平成27年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成25年3月27日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 渋川都市計画道路事業 3・4・4号渋川高崎線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成16年8月30日から平成29年3月31日まで

■ 監査委員公告

◎監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年3月29日

群馬県監査委員 横 田 秀 治
同 丸 山 幸 男
同 織田澤 俊 幸
同 新 井 雅 博

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並び

に組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

2 監査対象年度 平成24年度

3 監査対象機関 地域機関等27機関

4 監査結果の概要

(1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件

(2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 7件

(3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） 1件

5 機関別監査結果

(1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
女子大学 (平成25年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自動車税事務所 (平成25年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防学校 (平成25年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 生活文化部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林美術館 (平成25年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
土屋文明記念文学館 (平成25年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
介護研修センター (平成25年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央児童相談所 (平成25年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部児童相談所 (平成25年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部児童相談所 (平成25年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
心身障害者福祉センター (平成25年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

食肉衛生検査所 (平成25年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
------------------------	------------------------------

(4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農林大学校 (平成25年1月31日)	(注意事項) 当該機関は、臨時雇用者8名を雇用しているが、そのうち3名について、賃金単価及び計算方法が誤っていたため、平成22年4月から平成24年12月までの間、63,110円過大に賃金を支給していた。 賃金については、臨時雇用者取扱基本要領第12条の規定により「賃金は日額又は時間給とし、額及び計算等は総務部長（人事課）の定めによる。」とされている。

(5) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋産業技術専門校 (平成25年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎産業技術専門校 (平成25年1月25日)	(注意事項) 所得税法第194条で、給与所得者が、扶養控除等の諸控除を受けるためには、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、給与所得の扶養控除等申告書を給与の支払者に提出することとなり、中途就職の場合は、就職後に最初の給与の支払を受ける日の前日までに提出することとされている。 また、同法第185条で、給与の支払者は、給与所得者から同申告書の提出があったときは、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」の「甲欄」に掲げる税額を、提出がない場合は同表の「乙欄」に掲げる税額を給与等から徴収することとされている。 当該機関は、非常勤嘱託職員及び賃金職員を雇用し、報酬等を支払っており、扶養控除等申告書提出の有無に応じて「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」の「甲欄」及び「乙欄」の税額を適用していたが、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」区分を誤り、25,372円過大に徴収した一方で、1,101円過小に徴収していた。
太田産業技術専門校 (平成25年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心臓血管センター (平成25年2月15日)	(指摘事項) 所得税法第185条で、給与の支払者は、給与所得者から扶養控除等申告書の提出があったときは、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」の「甲欄」に掲げる税額を給与等から徴収することとされている。また、同法第187条で、当該申告書に本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養親族等の数として甲欄に掲

	<p>げる税額を適用するものとされている。</p> <p>当該機関は、「給与所得の源泉徴収税額表」を適用させる際、臨時雇用者等のうち14名について、扶養親族等の数に上記の加算を行わなかったため、平成21年1月から平成24年12月までの間、145,803円過大に徴収していた。</p> <p>また、健康保険法第167条及び厚生年金保険法第84条で、事業主が報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができるとされており、健康保険法第40条第1項及び厚生年金保険法第20条第1項で、標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき定められた等級区分によるとされている。</p> <p>当該機関は、臨時雇用者等に支払った賃金等から保険料を控除していたが、控除する金額を誤り、平成24年5月から平成24年10月までの間、101,930円過大に控除した一方で、57,211円過小に控除していた。</p> <p>(注意事項)</p> <p>当該機関が分掌している行政財産の土地に、キャッシュコーナー用の電気等の引き込み柱1本、郵便ポスト1基及び信号機感知器柱1本が設置されていたが、これに係る土地の使用許可又は供用を行っていない。</p> <p>行政財産をその目的等を妨げない限度において使用させる場合には、地方自治法第238条の4第7項に基づき使用許可を行うこととされており、群馬県病院局行政財産使用料徴収規程第2条で、行政財産を使用する者は使用料を納付しなければならないとされている。</p> <p>公有財産を供用(県の他の分掌者等に公有財産を使用させること)する場合は、群馬県病院局財務規程第210条で準用する群馬県公有財産事務取扱規則第29条で準用する同規則第26条に基づき公有財産供用通知を行うこととされている。</p> <p>また、同規程第210条で準用する同規則第24条で、分掌者は、その分掌する公有財産について、不法占用等の有無、現況と諸台帳との符合の適否などに留意して管理することとされている。</p> <p>(注意事項)</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条で準用する同法第10条で、対価の支払の時期を明らかにしていない場合は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日が支払の時期とされている。</p> <p>当該機関は、業者に産業廃棄物の処理を委託した。同業者から請求書が平成24年3月15日付けで提出され、当該機関は同日付けで收受をしたが、支払日は同年4月27日であった。</p> <p>当該機関は、保守点検業務委託に係る支払いが遅延したとして、前回の監査で口頭注意事項とされていたが、改善が図られていなかった。</p>
<p>がんセンター (平成25年2月12日)</p>	<p>(注意事項)</p> <p>当該機関が分掌している行政財産の土地に電気の支線3本が設置されていたが、これに係る土地の使用許可を行っておらず、使用料も徴収していなかった。</p> <p>行政財産をその目的等を妨げない限度において使用させる場合には、地方自治法第238条の4第7項に基づき使用許可を行うこととされており、使用許可を行った場合には、群馬県病院局行政財産使用料徴収規程第2条で、行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならないとされている。</p> <p>また、群馬県病院局財務規程第210条で準用する群馬県公有財産事務取扱規則第24条で、分掌者は、その分掌する公有財産について、不法占用等の有無、現況と諸台帳との符合の適否などに留意して管理することとされている。</p>
<p>精神医療センター (平成25年2月15日)</p>	<p>(注意事項)</p> <p>当該機関は、群馬県職員等の旅費に関する条例(以下「条例」という。)及び群馬県病院事業職員旅費規程等に基づき職員等に旅費を支給しているが、次のとおり旅費の算定を誤ったため支給額が31,280円過大であった。</p> <p>1 航空賃の額は、条例第17条で、現に支払った旅客運賃によるとされている。旅費事務の手引きで現に支払った額を証する書類として、領収書等(利用日、利用区間が明記されたもの)の添付が必要とされており、航空賃</p>

	<p>と併せて宿泊料や空港施設使用料等を支払った場合には、領収書等の額から宿泊料や空港施設使用料等を差し引き往復の航空賃を算定することとしている。</p> <p>当該機関は、航空機を利用した旅行命令について航空賃の額を次のとおり算定していた。</p> <p>(1) 領収書の額に複数泊分の宿泊料が含まれている場合であっても1泊分宿泊料のみを差し引き航空賃を算定していた。</p> <p>(2) 領収書の額に含まれている空港施設使用料を差し引かず航空賃を算定していた。</p> <p>2 鉄道賃の特別急行料金は、条例第15条第2項で、特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道百キロメートル以上のもの又は知事が別に定めるものに限り支給することとされている。</p> <p>当該機関は、研修に参加した職員1名に特別急行料金を支給していたが、当該職員の特別急行列車利用区間は片道百キロメートル未満であり、また知事が別に定めるものに該当していなかった。</p> <p>3 宿泊料は、群馬県旅費支給規則第14条第1項第8号で、旅行者が旅行命令権者等からあらかじめ指定された宿泊施設を利用し、その宿泊に係る費用が宿泊料定額を超えない場合は、当該宿泊に係る実費用を支給するとされている。</p> <p>当該機関は、職員1名が1泊2日で参加した研修について、研修の宿泊施設が指定され、その宿泊費は定額に満たなかったが、宿泊料の減額調整を行っていなかった。</p>
<p>小児医療センター (平成25年2月13日)</p>	<p>(注意事項)</p> <p>当該機関は、地方自治法第238条の4第7項に基づき、食堂、売店、自動販売機及び公衆電話の設置について、食堂等を営む者に対し行政財産の使用許可を行っており、群馬県病院局行政財産使用料徴収規程第4条第2項で、使用者が使用した電気、水道、ガス等の経費を徴収することとされている。また、「行政財産使用許可にかかる光熱水費徴収に関する事務取扱について」（平成21年3月9日病院局総務課長通知）では、光熱水費の算定方法は、知事部局の定める行政財産使用許可事務取扱要領で示された算定式を用いることと、同要領で光熱水費の算定基準として示された算定式を用いることが合理的でなく特殊な算定方法を用いる場合は、病院局総務課長への事前協議を必要とするとされている。</p> <p>当該機関は、同要領で示された算定式又は病院局総務課長へ事前協議した算定式により、電気料及び水道料を算定していたが、算定する際の基礎数値を誤ったため、平成24年4月分の自動販売機電気料及び食堂水道料、同年5月分から同年6月分までの食堂水道料を4,148円過小に徴収し、平成24年10月分の自動販売機電気料を17,220円過大に徴収した。</p> <p>さらに、群馬県病院局公舎管理規程第9条に基づき、利用者から職員宿舍使用料を徴収することとしていたが、水道料を算定する際の基礎数値を誤ったため、4,081円過小に徴収した。</p>

(7) 教育委員会

<p>監査対象機関 (監査年月日)</p>	<p>監査の結果</p>
<p>西部教育事務所 (平成25年1月30日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>東部教育事務所 (平成25年1月29日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>文書館 (平成25年2月8日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>ぐんま天文台 (平成25年1月23日)</p>	<p>(検討事項) 群馬県財務規則第217条で「契約担当者は、物品の取得に当たっては、</p>

	その所管に係る予算及び事務又は事業予定を勘案して計画的に執行しなければならない。」とされている。 当該機関は、平成24年3月8日及び同月28日に切手を購入していたが、その全てを翌年度に繰り越していた。購入後の使用状況を考慮すれば、平成23年度の購入費用を節減できる状況であった。 郵便切手印紙類の取得に当たっては、その所管に係る予算及び事務又は事業予定を勘案して計画的に執行することにより、費用の節減について検討することが必要である。
ぐんま昆虫の森 (平成25年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
妙義青少年自然の家 (平成25年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛青少年自然の家 (平成25年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興センター (平成25年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年3月29日

群馬県監査委員 横田 秀治
同 丸山 幸男
同 織田澤 俊幸
同 新井 雅博

- 1 監査の対象及び主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査対象団体 35団体
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) 4件
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 6件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 団体別監査結果

監査対象団体	財団法人群馬県勤労福祉センター
監査年月日	平成24年9月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 176,410,000円(県出資比率 67.5%) (2) 公の施設の管理(指定管理)

	・群馬県勤労福祉センター 指定管理料 11,071,000円 (利用料金制)
監査の結果	(指摘事項) 公益法人における財務諸表は「公益法人会計基準」に従い、「資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明らかに表示する」ものとされ、当該団体の会計規程においても「事業及び財務の状況について真実な内容を表示すること。すべての取引について、正規の簿記の原則に従って正確な記帳、整理をすること」としている。 当該団体は、事務局に設置したコピー及びファックスを施設利用者が使用した場合、当該利用に係る料金を徴収している。徴収した現金は当該団体の収入として財務諸表に計上しないまま別途管理し、これをコピー用紙購入費用に充当していた。当該コピー代に係る現金預金の平成23年度末残高は220,636円であった。

監査対象団体	群馬県中学校体育連盟
監査年月日	平成24年9月13日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 補助金 16,027,408円 ・群馬県スポーツ振興費補助金 (スポーツ大会開催・派遣に関する事業)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公立学校共済組合群馬支部
監査年月日	平成24年9月14日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 補助金 128,192,230円 ・公立学校共済組合群馬支部福祉事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体
監査年月日	平成24年9月19日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬ヘリポート 指定管理料 23,880,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社団法人群馬県トラック協会
監査年月日	平成24年9月20日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 交付金 328,085,000円 ・群馬県運輸事業振興助成交付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県信用保証協会
監査年月日	平成24年9月21日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 補助金 271,130,814円 ・群馬県小口資金融資促進制度要綱に基づく信用保証料補助金 ・群馬県創業者支援資金融資促進制度要綱に基づく信用保証料補助金 (2) 損失補償 実行額 373,793,829円 残高 2,132,332,087円 ・小規模企業事業資金に係る損失補償 ・経営サポート資金に係る損失補償 ・緊急経営改善資金に係る損失補償 ・創業者・再チャレンジ支援資金に係る損失補償 ・経営強化支援資金に係る損失補償 ・セーフティネット資金に係る損失補償 (3) 貸付金 新規貸付 118,723,883,000円 残高 0円 ・制度融資に係る貸付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県市町村振興協会
監査年月日	平成24年9月26日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 交付金 1,054,061,052円 ・市町村振興宝くじ交付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会
監査年月日	平成24年9月27日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出資金 15,000,000円(県出資比率 47.5%) (2) 補助金 147,760,651円 ・群馬県蚕糸園芸振興事業補助金 (指定野菜価格安定事業及び契約指定野菜安定供給事業資金造成費補助、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び契約特定野菜等安定供給事業資金造成費補助、価格差補給事業推進費補助)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	財団法人高崎市都市整備公社
監査年月日	平成24年9月28日
監査対象とした 財政的援助等の	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理)

内容	・ウエストパーク1000 指定管理料 37,638,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人群馬育英学園
監査年月日	平成24年10月2日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 補助金 649,683,600円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金 ・群馬県私立高等学校等授業料減免事業補助金 ・群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金 ・群馬県高等学校等就学支援金等
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県園芸協会
監査年月日	平成24年10月2日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 補助金 10,485,000円 ・群馬県蚕糸園芸振興事業補助金 (園芸農産物振興対策事業、ぐんまの果樹新時代対応推進事業、「野菜王国・ぐんま」総合対策事業)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	財団法人群馬県生活衛生営業指導センター
監査年月日	平成24年10月3日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 県出捐金 2,300,000円(県出資比率 46.0%) (2) 補助金 19,545,000円 ・群馬県生活衛生関係営業対策事業費補助金
監査の結果	(注意事項) 当該団体は、次のとおり、所得税の源泉徴収税額を誤っていた。 (1) 所得税法第186条第1項第1号イで、賞与に係る徴収税額は、給与所得者から扶養控除等申告書の提出があったときは、その人の前月中の給与等の金額(その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額)と扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数から「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」で当てはまる率を求め、賞与の金額(賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額)に上記で求めた率を乗じて源泉徴収税額を算出するとされている。 当該団体は職員3名の平成24年6月の期末手当及び勤勉手当に係る源泉徴収をする際、その人の前月中の給与等の金額でなく、期末手当及び勤勉手当の金額を基に「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」で当てはまる率を求めるなどしたため、81,277円過大に徴収していた。 (2) 所得税法第185条第1項第1号で、賞与以外の給与等に係る徴収税額は、給与所得者から扶養控除等申告書の提出があったときは、その人のその月の給与等の金額(その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額)と扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数から「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」の「甲欄」

	<p>で当てはまる金額を税額とすることとされている。また、同法第9条第1項で、通勤者がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるものについては所得税を課さないこととされている。</p> <p>当該団体は扶養控除等申告書の提出があった職員4名の平成24年1月から同年9月までの給与等に係る源泉徴収をする際、通勤手当も課税対象として「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」を当てはめて源泉徴収税額を算定するなどしたため、15,340円過大に徴収した一方で、200円過小に徴収していた。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象団体	財団法人桐生地域地場産業振興センター
監査年月日	平成24年10月3日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 10,000,000円(県出資比率 39.8%) (2) 補助金 3,500,000円 ・群馬県地場産業総合振興対策事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人未来学園
監査年月日	平成24年10月5日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 補助金 26,073,000円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
監査年月日	平成24年10月5日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	警察本部 (1) 県出捐金 512,275,000円(県出資比率 82.1%) (2) 補助金 5,000,000円 ・群馬県暴力追放運動推進センター補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	藤岡商工会議所
監査年月日	平成24年10月10日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部、西部県民局 (1) 補助金 33,472,985円 ・群馬県小規模事業経営支援事業費補助金 ・地域振興調整費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	スバルリビングサービス株式会社群馬事業所
監査年月日	平成24年10月10日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・上武ゴルフ場 指定管理料 0円 (利用料金制) 企業局への納付金 85,050,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
監査年月日	平成24年10月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 補助金 253,129,106円 ・群馬県地域あんしん生活支援事業県費補助金 ・群馬県緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援)事業補助金 (2) 貸付金 新規貸付 0円 残高 842,403,285円 ・社会福祉振興資金貸付金 ・民間社会福祉施設整備資金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	NPO法人KFP友の会
監査年月日	平成24年10月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・観音山ファミリーパーク 指定管理料 57,343,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県高等学校体育連盟
監査年月日	平成24年10月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 補助金 43,262,958円 ・群馬県スポーツ振興費補助金 (スポーツ大会開催・派遣に関する事業)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県ライフル射撃協会
監査年月日	平成24年10月12日

監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県ライフル射撃場 指定管理料 1,893,000円
監査の結果	(注意事項) 当該団体は、群馬県ライフル射撃場の管理運營業務等を群馬県から受託している。 「群馬県ライフル射撃場の管理及び運営に関する基本協定書」第23条において、指定管理業務等に関して想定されるリスク等の分担については、別記4「指定管理業務等の実施に係るリスク等の分担表」のとおりとされている。 「指定管理業務等の実施に係るリスク等の分担表」によると、利用者等に係る保険加入については、指定管理者の分担とされているが、必要な賠償責任保険に加入していなかった。

監査対象団体	ググっとぐんま観光宣伝推進協議会
監査年月日	平成24年10月16日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 負担金 80,000,000円 ・ググっとぐんま観光宣伝推進協議会負担金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社団法人桐生市医師会
監査年月日	平成24年10月17日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 補助金 22,033,000円 ・群馬県看護師等養成所運営費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	尾島東部土地区画整理組合
監査年月日	平成24年10月17日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 交付金 121,477,000円 (うち21,477,000円は平成22年度からの繰越分) (うち16,337,700円は平成24年度への繰越分) ・群馬県組合土地区画整理事業交付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	富士重工業健康保険組合
監査年月日	平成24年10月18日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 補助金 1,776,719,000円 ・災害拠点病院施設整備費補助金 ・医療施設耐震化臨時特例基金事業費補助金 ・救急患者退院コーディネーター事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所運営費補助金 ・看護師等養成所施設整備費補助金 ・病院内保育所運営費補助金 ・新人看護職員研修事業費補助金 ・小児・周産期医療体制整備に関する緊急支援補助金 ・新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金 ・地域周産期母子医療センター運営事業費補助
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県は、群馬県地域周産期母子医療センター運営事業費補助金交付要綱に基づき、県が認定した地域周産期母子医療センターの運営事業に要する経費に対し補助金を交付している。当該補助金の交付額は、同要綱第4条で定められており、①別表第1欄に定める基準額、②対象経費の実支出額、③総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に補助率1/3を乗じて算出し、予算の範囲内で交付するものとされている。</p> <p>当該団体は、平成23年度に当該補助金の交付を受けた。補助対象経費等の額は、平成23年4月から平成24年3月の実績額を対象とすべきであったが、当該団体が実績報告書及び関係書類に計上した額は次のとおりであった。</p> <p>(1) 給与費について、平成23年3月から平成24年2月に支給した給与費額</p> <p>(2) 材料費及び経費について、平成23年4月から平成24年2月の実支出額を11月で除し、12月を乗じた支出見込み額</p> <p>(3) 診療収入について、平成23年4月から平成24年2月までの11ヶ月分のみ額</p> <p>当該団体は、上記の誤った額を計上したことにより、補助金の受入額が256,000円過大であった。</p>

監査対象団体	医療法人群栄会
監査年月日	平成24年10月18日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>健康福祉部</p> <p>(1) 補助金 47,448,721円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県精神障害者社会復帰施設運営費補助金 ・群馬県福祉・介護人材の処遇改善事業助成金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	藪塚台地土地改良区
監査年月日	平成24年10月18日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>東部県民局</p> <p>(1) 補助金 75,553,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県土地改良事業等補助金 (小規模土地改良事業、農業体質強化基盤整備促進事業) ・地域をうるおす農業用水の管理支援事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人三和会
監査年月日	平成24年10月19日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>健康福祉部</p> <p>(1) 補助金 228,540,000円</p>

監査対象団体	公益財団法人群馬県産業支援機構
監査年月日	平成24年10月30日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	<p>産業経済部、県土整備部</p> <p>(1) 県出捐金 913,050,000円(県出資比率 85.9%)</p> <p>(2) 補助金 179,856,944円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金 ・群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金 (貿易・投資相談事業、小規模企業者等設備資金貸付事業 環境・エネルギー技術推進事業、下請中小企業取引情報提供等事業 中小企業経営資源強化対策事業) ・群馬県八ッ場ダム地域生活再建推進事業経営相談事業費補助金 <p>(3) 損失補償 実行額 0円 残高 65,967,900円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る損失補償 <p>(4) 貸付金 新規貸付 0円 残高 403,606,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県小規模企業者等設備導入資金貸付金
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>当該団体は、財団法人群馬県産業支援機構職員の給与に関する規則に基づき、通勤手当を職員に支給しており、支給額及び支給方法等は同規則第3条で「群馬県職員の例による」とされている。</p> <p>群馬県職員の通勤手当については、職員の給与に関する規則(以下「規則」という。)第18条第2項で、「徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離」並びに「自動車等の使用距離」とは、一般に利用しうる最短の経路の長さをいうとされ、通勤手当の認定事務について(通知)で、通勤距離の測定にあたっては、原則として電子地図で測定することとされている。また、規則第24条で任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとされている。</p> <p>当該団体は、電子地図による交通用具使用距離の確認を行っておらず、通勤手当認定後の随時の確認も行っていなかった。</p> <p>(注意事項)</p> <p>当該団体は、団体の事務所に「ぐんま畜産環境改善推進協議会」(任意団体)の事務局を置いており、当該団体の職員が協議会の事務を行っている。</p> <p>当該団体は、当該協議会から平成23年度に県の「地域づくり協働モデル事業交付金」の交付を受けて実施した事業にかかる交付金(1,284,237円)の受領を委任され、当該団体が管理する銀行口座に受け入れた。</p> <p>当該団体では、この交付金を「受取補助金収入」として団体の平成23年度の決算額に計上していた。</p>

監査対象団体	公益財団法人群馬県私学振興会
監査年月日	平成24年11月15日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	<p>総務部</p> <p>(1) 県出捐金 100,000,000円(県出資比率 42.4%)</p> <p>(2) 補助金 219,100,931円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県私学団体研修事業費等補助金 ・群馬県私学教職員退職金資金等補助金 ・群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金 <p>(3) 貸付金 新規貸付 100,000,000円 残高 0円</p>

	・群馬県私学経営安定資金貸付金
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>当該団体は、公益財団法人群馬県私学振興会給与規程に基づき通勤手当を職員に支給しており、同規程第2条で、その額及び支給方法は群馬県職員の例によることとされている。</p> <p>群馬県職員の通勤手当については、職員の給与の支給に関する規則(以下「規則」という。)第18条第2項で、「徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離」並びに「自動車等の使用距離」とは、一般に利用しうる最短の経路の長さをいうとされ、通勤手当の認定事務について(通知)で、通勤距離の測定にあたっては、原則として電子地図で測定することとされている。また、規則第24条で任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとするとしている。</p> <p>当該団体は、電子地図による交通用具使用距離の確認を行っておらず、通勤手当認定後の随時の確認も行っていなかった。</p>

監査対象団体	公益財団法人群馬県青少年育成事業団
監査年月日	平成24年11月22日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>教育委員会</p> <p>(1) 県出捐金 104,000,000円(県出資比率 50.0%)</p> <p>(2) 公の施設の管理(指定管理)</p> <p>・群馬県青少年会館 指定管理料 78,137,000円</p>
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	利根沼田地区素材生産組合
監査年月日	平成24年9月21日、12月12日、13日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>吾妻県民局、利根沼田県民局</p> <p>(1) 補助金 71,288,200円</p> <p>(うち11,916,000円は平成22年度からの繰越分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県林業作業道総合整備事業補助金 ・群馬県林業再生緊急路網整備事業補助金 ・群馬県森林整備加速化間伐事業補助金 ・群馬県林業・木材産業緊急対策事業補助金
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>県が交付する補助金等については、群馬県補助金等に関する規則において、補助金等交付に関する全体的事項が定められ、また、群馬県林業再生緊急路網整備事業補助金交付要綱、群馬県林業作業道総合整備事業補助金交付要綱及び群馬県森林整備加速化間伐事業実施要綱において、補助対象、補助率等が定められている。また、同規則第20条において補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け事業実施の翌年度から5年間保存しなければならないとされている。</p> <p>当該団体は、群馬県林業再生緊急路網整備事業補助金をはじめとした補助金の交付を受けていたが、次のとおりこれら補助金に係る書類が適正に作成、保存されておらず、補助事業実施に要した経費の額を確認することができなかった。</p> <p>(1) 補助事業に要した支出に係る証拠書類等(請求書、領収書等)が保管されていないものがあつた。</p> <p>(2) 補助事業に要した経費のうち請負について、請負金額から組合会費その他を控除した上で請負業者に支払を行っていたが、控除額の根拠や内容が不明なものがあつた。</p> <p>また、県は、当該補助により事業に要した実経費の確認が十分でなかった。</p>

◎監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年3月29日

群馬県監査委員 丸山 幸男
同 織田澤 俊幸
同 新井 雅博

- 1 監査の対象及び主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査対象団体 1団体
- 4 監査委員の除斥 本件の監査において、横田秀治監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。
- 5 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 6 団体別監査結果

監査対象団体	財団法人群馬県観光物産国際協会
監査年月日	平成24年10月17日
監査対象とした財政的援助等の内容	生活文化部、健康福祉部、産業経済部、企業局 (1) 県出捐金 864,000,000円（県出資比率 88.7%） (2) 補助金 57,246,267円 ・群馬県多言語インフォメーションセンター運営事業費補助金 ・群馬県外国人未払医療費対策事業補助金 ・群馬県観光物産国際協会運営費補助金 (3) 負担金 28,500,000円 ・群馬県観光物産国際協会負担金
監査の結果	<p>（指摘事項）</p> <p>当該団体は、団体で定めた賃金規程等に基づき賃金等を支給しているが、次のとおり賃金、手当等の支給について適正を欠くものがあった。</p> <p>（1）事務局長及び国際観光部長の賃金について 職員の賃金は、財団法人群馬県観光物産国際協会賃金規程（以下「賃金規程」という。）により支給するとされているが、当該団体の事務局長及び国際観光部長の賃金は、賃金規程で定める職務給表等により支給されていなかった。</p> <p>（2）時間外手当の支給について 時間外手当は、賃金規程第19条第1項において、職員が業務命令により、所定の勤務時間を超えて労働した場合には、時間外勤務手当を支給するとされているが、時間外勤務命令簿及び実績簿など時間外勤務を行った時間を特定する書類が作成されていなかった。</p> <p>（3）通勤手当の支給について 契約職員の通勤手当は、財団法人群馬県観光物産国際協会契約職員就業規則により、賃金規程を準用し、交通機関を利用する者は、経済的かつ合理的と認められる通勤経路による、交通機関の6ヶ月定期券相当額を支給するとされている。</p> <p>当該団体は、契約職員6名について、交通機関の6ヶ月定期券相当額で通勤手当を認定</p>

<p>していたが、実際の支給額は実費相当額で支給していた。また、契約職員4名については、本来、出張旅費として支給すべきものが、通勤手当として支給されていた。</p>

◎監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年3月29日

群馬県監査委員 横田 秀治
同 丸山 幸男
同 織田澤 俊幸

- 1 監査の対象及び主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査対象団体 2団体
- 4 監査委員の除斥 本件の監査において、新井雅博監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。
- 5 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 6 団体別監査結果

監査対象団体	多野東部森林組合
監査年月日	平成24年10月16日
監査対象とした財政的援助等の内容	西部県民局 (1) 補助金 48,308,887円 (うち12,704,912円は平成22年度からの繰越分) ・群馬県民有林造林事業補助金 ・群馬県森林整備加速化間伐事業 ・群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金 ・群馬県森林境界明確化基金事業補助金 ・群馬県間伐総合対策事業補助金（緊急間伐促進対策事業）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県住宅供給公社
監査年月日	平成24年10月23日
監査対象とした財政的援助等の内容	県土整備部 (1) 県出資金 30,000,000円（県出資比率 75.4%） (2) 補助金 228,500円

	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金 ・群馬県地域特別賃貸住宅B型制度補助金 (3) 負担金 13,310,868円 ・地方職員共済組合団体共済部負担金 (4) 貸付金 新規貸付 1,995,000,000円 残高 0円 ・群馬県住宅供給公社事業資金貸付金
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>所得税法第194条で、給与所得者が、扶養控除等の諸控除を受けるためには、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、給与所得の扶養控除等申告書を給与の支払者に提出することとなっており、中途就職の場合は、就職後に最初の給与の支払を受ける日の前日までに提出することとされている。</p> <p>また、同法第185条で、給与の支払者は、給与所得者から同申告書の提出があったときには「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」の「甲欄」に掲げる税額を、提出がないときには同表の「乙欄」に掲げる税額を給与等から徴収することとされている。</p> <p>当該団体は、臨時職員6名分について、扶養控除等申告書未提出のまま「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」の「甲欄」に掲げる税額を徴収した。このため、扶養控除等申告書が未提出の場合に適用すべき「乙欄」に掲げる徴収額より123,172円(平成23年5月分から平成24年3月分まで)少なかった。</p>

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

群馬県公安委員会委員長 関 口 隆 幹

群馬県公安委員会規則第3号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第25条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「又は原動機付自転車」の次に「(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定(同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。))を受けた構造改革特別区域計画(同法第4条第1項に規定する構造改革特別区域計画をいう。))に基づく搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業において使用されるものを除く。」を加え、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

第35条ただし書中「、第1号及び第5号から第10号までに掲げるもののうち」及び「確認団体の」を削り、同条第1号中「、演説会」を削り、同条第5号中「拡声器」の次に「(車両に備え付けられたものを含む。))」を加え、同条第7号中「道路において、」を削り、「映写して」を「映写しながら道路を通行して」に改め、同条第9号中「の移動を伴う」を「、移動に用いる用具等の」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

■ 議会訓令

群馬県議会訓令甲第一号

議会議事務局

群馬県議会議事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年三月二十九日

群馬県議会議長 松本耕司

群馬県議会議事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

群馬県議会議事務局の組織等に関する規程（昭和五十二年群馬県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表調査広報課の項及び第五条第一項調査広報課の項中「調査広報課」を「政策広報課」に改める。

第八条第一号(三)中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改める。

第十一条の二（見出しを含む。）中「調査広報課長」を「政策広報課長」に改める。
第十三条第一号(二)中「第二十条第三項」を「第十九条第二項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県議会訓令甲第二号

議会議事務局

群馬県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年三月二十九日

群馬県議会議長 松本耕司

群馬県議会公印規程の一部を改正する訓令

群馬県議会公印規程（昭和三十八年群馬県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表群馬県議会議事広報委員長印の項中「調査広報課長」を「政策広報課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県議会訓令甲第三号

議会議事務局

群馬県議会議事運営及び議会広報の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

群馬県議会議長 松本耕司

群馬県議会議事運営及び議会広報の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

群馬県議会議事運営及び議会広報の取扱いに関する規程（昭和五十一年群馬県議会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「調査広報課長」を「政策広報課長」に改める。

第四条第一項中「調査広報課」を「政策広報課」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
